東 教 第 4 9 7 号 平成 3 0 年 6 月 1 日

各市町立小中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長(公印省略)

平成30年度住民税特別徴収税額通知書(本人交付用)に係る別紙の提出期限について(通知)

平成30年5月30日付け教職第175号の通知について、通知文中の<u>教育事務</u> 所の定める提出期限は下記のとおりです。

記

| 提出書類 | 提出事由 | 提出期限 | 提出先 |
|------|---|-------------------|-------------------------------|
| 別紙 1 | 一人に2枚以上 送付された場合 | 平成30年 | 東部教育事務所 総務・給与担当 (FAX不可) |
| 別紙 2 | 特別徴収に該当するが、 税額通知書が届いていない 場合 特別徴収に該当しないが、 税額通知書が届いた場合 | 千成30年 6月11日(月) | 同上 (FAX可) |

注 なお、「異動等(転出・再採用等の臨任含む)があった者の分を回送する場合」 に該当する異動者の税額通知書を<u>転出先へ回送</u>する期限は、**平成30年6月8日** (金)《必着》です。

担当:総務·給与担当 山岸

電話: 0 4 8 - 7 3 7 - 2 7 2 7

FAX: 048-737-2812